

令和4年4月から 18歳成人

成年年齢引下げに伴う 新成人の消費者トラブルに注意！

問合せ 松伏町消費生活センター ☎984-7208

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。
高校生でも成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思でローンを組んだり、クレジットカードを作るなどの契約ができるようになります。

未成年者の場合、要件を満たしていれば民法の「未成年者取消権」に基づく契約の取消しができますが、成人になると未成年者取消しができなくなります。そのため、社会経験の乏しい新成人をねらった悪質な業者に勧誘されるおそれがあります。新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から行いましょう。



大人なので、 契約できます。

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

大人なので、 取り消せません。

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

大人なので、 無理はしない。

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。

問合せ

▶ 契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン 局番なしの188

▶ 貸金業に関する問合せ

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

☎0570-051-051

関東財務局 金融監督第5課 ☎048-600-1151

▶ 警察に対する相談 #9110

2月28日から

松伏町消費生活センターの移設に
伴い、電話番号が変わりました

ご利用の方は、お間違いのないようにお願いします。

移設前	役場第二庁舎1階 ☎991-1854
↓	
移設後	役場本庁舎1階 環境経済課隣 ☎984-7208

人権 それは愛

同和問題（部落差別）について ～問題の解決に向けて～

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられた、同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上において、県内外の特定の地域を同和地区と識別させ、同和問題を助長・誘発するような事件や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」等の事象が起きています。また、昨年1月には、県内において、差別ビラが小学校やその周辺に数回にわた

り撒かれたという事件が起きました。これらは、同和問題を正しく理解していないがゆえに起きた事件であり、現在もなお同和問題が残っていることを象徴しています。

そうした問題を解決し、差別のない社会を実現していくため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体では、部落差別の解消に向けた研修会やイベント等の様々な取り組みを行っています。

いつどこで起こるか分からないこのような問題に対して、誤った情報に流されることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があるのではないのでしょうか。